

平成24年7月号

e~ろうむ.net
(い い 労 務)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

●パートへの厚年適用拡大 対象者25万人に縮小（6月16日）

「社会保障と税の一体改革」の与野党合意において、厚生年金適用拡大の対象者（パート社員）が、当初案の「月収7.8万円以上」から「月収8.8万円以上」に修正され、規模が縮小されたことがわかった。新規に加入対象となる人は当初案の45万人から25万人程度に減る見込み。

2015年10月から実施の予定。

●新入社員の34.3%「定年まで働きたい」（6月29日）

日本生産性本部が、今春の新入社員を対象に実施したアンケート調査の結果を発表し、「就職した会社で定年まで働きたい」と回答した人の割合が34.3%（前年比0.8ポイント増）で過去最高となったことがわかった。同本部は「就職難の中で、安定志向が強まっているのでは」と分析している。

7月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

○健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限<7月1日現在> [年金事務所または健保組合]

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○特例による源泉徴収税額の納付<1月~6月分> [郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新> [労働基準監督署]

31日

○所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、4月~6月分> [労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

当事務所より一言

7月1日より、中小企業において改正育児・介護休業法が適用されます。パパ・ママ育休プラスに加え3歳未満の子を養育する従業員への対応が必要となります。未対応の企業は早急な対応が必要です。

不正受給問題が指摘される生活保護制度を見直しへ

◆生活保護の受給者数が過去最多

厚生労働省によると、2012年2月時点の生活保護受給者数が約209万人に上り、現行制度下において最大となり、また、2012年度予算案では3兆7,000億円が計上され、国の税収の約1割を占めるまでに費用が増大しています。

そのため、制度運用や審査基準が抱える問題点を指摘されるに至り、以下の対策の他、見直しに向け検討が進められています。

◆受給者の資産を金融機関の本店で一括照会へ

生活保護受給申請者の資産調査について、これまで各福祉事務所が本人申告をもとに各地域の金融機関の支店に行っていましたが、効率が悪く正確でない等の問題点が指摘されていました。

厚生労働省発表によると、今年12月より全国銀行協会の協力を受けて、銀行など金融機関の本店に預貯金残額を一括照会する仕組みへと改めるそうです。

◆ソフトの改良により「医療扶助」の不正受給を監視

生活保護受給者の約8割に当たる169万人が受給する「医療扶助」は、窓口負担なしに医療機関で診療・投薬を受けられるため、医療過誤等の温床になっているとの指摘がありました。

厚生労働省発表によると、不正受給の事例を識別するのに手間がかかっていたソフトを改良し、電子化されたレセプト（診療報酬明細書）をもとに瞬時に見分けられるようにし、今秋から全自治体に導入するそうです。

7月1日より「改正育児・介護休業法」が全面施行！

◆未対応の場合は早急な対応を！

厚生労働省は、“男女ともに仕事と家庭が両立できる働き方”の実現を目的として、2009年に「育児・介護休業法」を改正しました。

これまで従業員数100人以下の中小零細企業については、短時間勤務制度などの適用が猶予されていましたが、7月1日からはすべての企業が対象となります。

◆7月1日から全面適用となる主な制度

全面適用となる主な制度は、次の通りです。

(1)「短時間勤務制度」

3歳までの子を養育する従業員に対しては、1日の所定労働時間を原則6時間に短縮する制度を設けなければなりません。

(2)「所定外労働の制限」

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働させてはいけません。

(3)「介護休暇」

家族の介護や世話をを行う従業員が申し出た場合には、1日単位での休暇取得を許可しなければなりません。日数は、介護する家族が1人ならば年に5日、2人以上ならば年に10日となります。

□■ 最近の動き □■□■□■□■□■

●精神障害者の雇用を義務化の方針 厚労省 (6月14日)

厚生労働省は、障害者雇用促進法の対象者を拡大し、新たに精神障害者の採用を企業に義務付ける方針を固めた。障害者の社会進出をさらに促すのがねらいで、来年の通常国会に改正法案を提出する考え。

●障害者雇用率の引上げを閣議決定 (6月15日)

厚生労働省は、民間企業における障害者雇用率について、現行の「1.8%」から「2.0%」に引き上げる政令の改正を閣議決定した。引上げは来年4月から実施される。